

## 本巢市空き家バンク事業の実施に関する協定書

平成 28 年 3 月 2 日付で締結した「本巢市空き家バンク事業の実施に関する協定書」について、本巢市（以下「甲」という。）と公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会岐阜北支部（以下「乙」という。）は、当該協定書を次のとおり全部改正する。

### （総則）

第 1 条 この協定は、甲及び乙が地方公共団体及び公益法人としての各々の社会的使命並びに信義及び誠実の精神に則り、空き家に係る売買、賃貸借等の適正かつ円滑な推進と不動産取引業の健全な発展に資するものとする。

### （用語の定義）

第 2 条 この協定において「空き家の媒介」とは、空き家の売買、賃貸借等を希望し、甲に登録の申込みをした者（要綱第 4 条の規定により登録した者をいう。以下「登録者」という。）の物件に対し、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）と当該物件の売買、賃貸借等の代理又は媒介を行うことをいう。

2 協力事業者とは、乙の会員のうち、甲の依頼に基づき空き家バンクへの登録に係る物件の調査又は媒介に協力する会員として、空き家バンク協力事業者届出書（様式第 1 号）により甲に届出した会員とする。

### （協力内容）

第 3 条 この協定の業務に関し、乙は甲に対し、次の各号に掲げる事項について、協力又は助言を行うものとする。

- （1）乙の加盟会員への空き家バンクの広報、協力事業者に関すること
- （2）その他、空き家バンクに係る業務を円滑に実施するために必要な事項（空き家の調査）

第 4 条 甲は、要綱第 4 条の規定による登録申込みがあったときは、乙に対し空き家バンク登録申込みに係る調査依頼書（様式第 2 号）により調査を依頼するものとする。

2 乙は、甲の通知を受けた後、協力事業者を選定し、当該空き家の調査を行い、空き家バンク登録に係る調査結果報告書（様式第 3 号）により報告するものとする。

### （協力事業者の媒介）

第 5 条 甲は、要綱第 1 2 条の規定による利用申込みがあったときは、乙に対し申込書の写しを送付し、乙は当該協力事業者にこれを通知するものとする。

### （交渉結果等の報告）

第 6 条 協力事業者は、前条の規定により通知を受けた登録者と利用希望者の媒介の契約は書面で締結するものとし、当該契約締結後、速やかにその契約書の写しを甲に送付するものとする。

2 乙は、前条の規定による媒介の結果について、3 か月以内に空き家バンクの媒介に係る結果報告書（様式第 4 号）により甲に報告するものとする。

### （媒介の報酬）

第 7 条 空き家の媒介に係る報酬については、宅地建物取引業（昭和 27 年法律第 176 号）第 4 6 条第 1 項の規定による国土交通大臣が定めた額以内の額とする。

### （苦情又は紛争の処理）

第 8 条 この協定に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。ただし、空き家の媒介に係る事項については、協力事業者の責任において処理するものとする。

### （協定の見直し）

第 9 条 この協定は、業務の推進によって生じた問題点に対応するとともに、諸制度の改正等に応じて、甲乙協議により変更することができるものとする。

### （協定の解除）

第 1 0 条 甲又は乙は、この協定に違反したときは、催告しないで協定を解除できるものとする。

2 前項の規定によりこの協定が解除され、乙又は協力事業者に損害が発生した場合であっても、甲はその賠償の責は負わない。

### （情報の管理及び目的外使用の禁止）

第 1 1 条 乙は、この協定により得た情報について責任をもって管理し、空き家バンクに係る乙の利用目的以外に利用してはならない。

### （その他）

第 1 2 条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 9 年 8 月 8 日

甲 本巢市文殊 3 2 4 番地

本巢市長 藤原 勉



乙 岐阜市福光東 1 丁目 2 5 番 1

公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会

岐阜北支部長 林 仁美



様式第1号（第2条関係）

年 月 日

本巢市長 様

本巢市空き家バンク協力事業者届出書

本巢市空き家バンク事業の実施に関する協定書第2条第2項の規定に基づき、協力事業者として届出します。

協力事業者

住 所

事業所名

代 表 者

印

様式第2号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会  
岐阜北支部長 様

本巣市長

空き家バンク登録申込みに係る調査依頼書

本巣市空き家バンク事業の実施に関する協定書第4条第1項の規定により、下記物件の調査を依頼します。

記

（1）物件所在地及び所有者等

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

本巢市長 様

公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会  
岐阜北支部長

空き家バンク登録に係る調査結果報告書

年 月 日付け、本企財第 号により依頼がありました空き家の調査につきまして、本巢市空き家バンク事業の実施に関する協定書第4条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- (1) 空き家利用の状況 可 ・ 不可
- (2) 物件の状態 別紙登録カードに記載
- (3) 担当協力事業者

年 月 日

本巢市長 様

公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会  
岐阜北支部長

空き家バンクの媒介に係る結果報告書

空き家バンクの媒介につきまして、本巢市空き家バンク事業の実施に関する協定書  
第6条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 物件登録番号 第 号

2 物件所在地 本巢市

3 種別 売買 ・ 賃貸借

4 利用登録者

利用登録番号 第 号

住 所

氏 名

5 担当協力事業者

6 交渉結果 成 約 ・ 不成約

※成約した場合は、写しを添付してください。

契約締結日 年 月 日

売 買 円

賃貸借 円/月

契約期間 年 月 日 ～ 年 月 日

不成約理由